

EAR 改正(人権侵害を Entity List 掲載根拠として明記)及び米商務省 BIS が中国・ロシア等 11 企業・団体を人権侵害を理由として Entity List に掲載 (中国語名等詳細情報リスト補足版)

(注)掲載中国 5 企業・団体・個人の中国語名等詳細情報リストを別紙 2 として追記

2023 年 3 月 29 日
2023 年 3 月 31 日(補足版)

CISTEC 理事
国際輸出管理調査・協力部長
田上 靖

CISTEC 国際輸出管理調査・協力部
上席主任研究員
久保田慎一

はじめに

米商務省 BIS が、米国時間 3 月 28 日(火)に下記の Federal Register (米国連邦官報)により、EAR(米国輸出管理規則)を改正し、人権侵害に関与している者、人権侵害関与の重大なリスクのある者も Entity List(以下 EL)に掲載されるという従来からの運用の根拠を EAR に明記した。また、中国(5)、ロシア(2)、ミャンマー(3)、ニカラグア(1)の計 11 企業・団体を人権侵害を理由として EL に新規掲載・施行した(脚注付 EL 掲載者は含まれていない)。

そこで、これらの概要を以下の通り、ご説明する。

◎Additions to the Entity List; Amendment to Confirm Basis for Adding Certain Entities to the Entity List Includes Foreign Policy Interest of Protection of Human Rights Worldwide
<https://public-inspection.federalregister.gov/2023-06663.pdf>

1. EAR 改正

下記解説の「8. Entity List(EL)掲載要件の拡大・強化」で説明の通り、長らく、EL 掲載者とは米国の国家安全保障又は外交政策に反する者と規定されていたが、昨 2022 年 10 月 7 日改正により、米国の国家安全保障又は外交政策に反する重大なリスクがある者も追加規定された。

さらに、この度の 3 月 28 日付 EAR 改正により、§ 744.11において、上記の米国の外交政策には、全世界における人権保護も含まれる旨が明記された。すなわち、人権侵害に関与している者、人権侵害関与の重大なリスクのある者も EL に掲載されることが明記されたことになる。運用上は、従来から、そのような人権侵害関与者が EL に多数掲載されてきており、今回の改正

は、人権保護の重要性に鑑み、その運用の根拠を **EAR** に明記したものである、

◎米国 **EAR** の対中国・マカオ規制の著しい強化改正の概要(第 6 版)(半導体製造・スパコン・エ
ンドユース新規制、直接製品新規制、一定の半導体製造装置・半導体等の新リスト規制等)
(2022.10.9 / 2023.1.19 第 6 版)

<https://www.cistec.or.jp/members/z1905spokuho/20221009.pdf>

2. EL 新規掲載

2.1. 本 EL 掲載者

「はじめに」に記載の **Federal Register** 原文及び本解説別紙を参照。

2.2. 本 EL 掲載理由

米国の外交政策に反するため、具体的には以下の通り。

2.1. 別紙記載のミャンマー3、ロシア 2 企業・団体(別紙番号(1)(2)(3)(10)(11)) :

ミャンマーの軍事政権による人権侵害及び民間人を殺傷した残忍な空爆を実行するための軍事機
器を販売、調達、サービスの提供。

2.2. 別紙記載のニカラグア 1 企業・団体(別紙番号(9)) :

ニカラグアにおける深刻な人権侵害に直接・間接的に関与。

2.3. 別紙記載の中国 5 企業・団体(別紙番号(4)(5)(6)(7)(8)) :

新疆ウイグル自治区におけるウイグル族他のイスラム系少数民族に対する中国の弾圧、大量拘
束、ハイテク監視キャンペーンの実施において人権侵害及び虐待に関与。

2.3. 本 EL 掲載の効力(許可必要行為)

従来の **Entity List** 掲載者の場合の許可必要行為と変わらない。すなわち、**Entity List** に掲載
された企業への **EAR** 対象品目(リスト規制対象外品目である **EAR99** を含
む)の輸出・再輸出・同一国内移転につき、**EAR** の規定上、商務省 **BIS** の許可が必要になる。

ここで、**EAR** 対象品目 (items subject to the **EAR**) とは、(米国外からの)再輸出・同
一国内移転については、以下の 3 種類から構成される。

- i 米国原産品目 (**EAR**§ 734.3(a)(2))。
- ii 米国原産品目を包含する非米国原産品目であり、かつ、**EAR**§ 734.3(a)(3)及び § 734.4 が規
定する一定の条件(デミニミス・ルール)にあたるもの。
- iii 直接製品 (**EAR**§ 734.3(a) (4),(5), § 734.9, §736.2(b)(3))。

なお、上記の規制は、Entity List 掲載者が、受領者である場合のみならず、購入者、中間荷受人、最終荷受人、エンドユーザーのいずれの場合でも適用される。

2.4. 本 EL 掲載の効力(許可判断基準)

原則として不許可(Presumption of denial)。

2.5. 本件の報道記事

◎米、中国企業 5 社を禁輸リスト追加 ウイグル人弾圧に関与と判断 ロイター 3月 29 日

<https://jp.reuters.com/article/usa-china-entity-list-idJPKBN2VU20F?il=0>

以 上

[別紙 1] : Entity List 新規掲載 11 企業・団体のリスト

[別紙 2] : Entity List 新規掲載の内の中国 5 企業・団体・個人の概要

[別紙 1] : Entity List 新規掲載 11 企業・団体のリスト

ミャンマー

- (1) Miya Win International Ltd.,
- (2) Myanmar New Era Trading Company Ltd., and
- (3) Suntac Group.

中国

- (4) Luopu Haishi Dingxin Electronic Technology Co., Ltd.,
- (5) Moyu Haishi Electronic Technology Co., Ltd.,
- (6) Pishan Haishi Yong'an Electronic Technology Co., Ltd.,
- (7) Urumqi Haishi Xin'an Electronic Technology Co., Ltd., and
- (8) Yutian Haishi Meitian Electronic Technology Co., Ltd.,

ニカラグア

- (9) Nicaraguan National Police (NNP).

ロシア

- (10) Aviatech Supply Ltd., and
- (11) Aviazapchast PLC.

[別紙 2] : Entity List 新規掲載の内の中国 5 企業・団体・個人の概要

◇中国 5 業・団体追加

以下全て、中国 10 大軍需中央企業（中央政府直轄の国有企業）集団の一つである中国電子科技集团有限公司(CETC)傘下で監視カメラ世界最大手の杭州海康威視数字技術股份有限公司（HIKVISION）の子会社。

業務内容も均しく、情報システムサービス及びセキュリティ設備の販売・メンテ等を行う。

(4) Luopu Haishi Dingxin Electronic Technology Co., Ltd.

洛浦海視鼎鑫電子技術有限公司(洛浦海视鼎鑫电子技术有限公司)

(別名) : - Luo Pu District HaiShi Ding Xin Electronic Technology Co., Ltd;

- Luopu County Haishi Dingxin Electronic Technology Co., Ltd

(5) Moyu Haishi Electronic Technology Co., Ltd.

墨玉海視電子技術有限公司（墨玉海视电子技术有限公司）

(6) Pishan Haishi Yong'an Electronic Technology Co., Ltd.

皮山海視永安電子技術有限公司（皮山海视永安电子技术有限公司）

(別名) : - PiShan Haishi YongAn Electronic Technology Co., Ltd.;

-Pishan Haishi Yongan Electronic Technology Co., Ltd.

(7) Urumqi Haishi Xin'an Electronic Technology Co., Ltd.

烏魯木齊海視新安電子技術有限公司（乌鲁木齐海视新安电子技术有限公司）

(8) Yutian Haishi Meitian Electronic Technology Co., Ltd.

于田海視美閩電子技術有限公司（于田海视美阆电子技术有限公司）

※ 漢字団体名は、企業 WEB サイト公開情報を基本に、公的機関企業登記情報、民間求人登録情報、株式情報、中国語メディア報道等の WEB 公開情報を総合的に確認した中国語（簡体字）表記を基に日本語（漢字）に変換したものであり、記載した説明内容に関しても、これらの客観情報を総合的に確認した上で、特にリスト掲載理由に関連すると思われるものを中心に記載。

CISTEC 国際関係専門委員会 海外法制度分科会委員、ヤマハ発動機株式会社 榎原 薫